

南部町スポーツ協会表彰規程

(主旨)

第1条 この規程は、南部町スポーツ協会会則第12条(表彰)に基づき、南部町(以下「本町」という)の体育・スポーツ普及振興に功績顕著な者並びに競技力向上に貢献した者の榮譽を讃え、本町の体育・スポーツ活動の発展に資するものとする。

(目的)

第2条 この表彰は、南部町スポーツ協会(以下「本会」という)が行なう体育功労者及び優秀指導者、優秀選手等の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び区分)

第3条 表彰は、次の区分により行なう。

- 1 体育功労者表彰 本町体育・スポーツの振興に寄与し、その功績が顕著な者及び団体
- 2 優秀指導者表彰 優秀競技者の育成に貢献した者
- 3 優秀選手表彰 競技者として優秀な成績を収めた個人及び団体
- 4 その他役員会が表彰すべきものと決定した個人及び団体

(表彰対象者)

第4条 前条に定める表彰候補者は、本会の加盟団体長等から本会会長に推薦するものとする。ただし、原則として、本町及び三戸郡等の組織・団体等からの受賞者は除く。

- 2 表彰は1回限りとする。ただし、優秀選手表彰については、年を異にする場合、重複表彰は妨げない。
- 3 本町に在住する者及び出身者、本町立校に在籍する児童・生徒
- 4 その他会長が適正と認める者

(表彰推薦基準)

第5条 表彰候補者の推薦は、次に該当すると認める者について行なう。

(1) 体育功労者表彰者

- (ア) 10年以上の活動実績を有し、広く地域または職域において本町スポーツの振興に貢献した者
- (イ) 推薦年度の4月1日で40歳以上の者とする。ただし、特別の功績があり適当と認めた場合はこの限りではない。

(2) 優秀指導者表彰候補者

県大会で、優秀な成績を納めた競技者の育成指導に貢献し、その功績が顕著であり、原則として10年以上の活動実績を有する者

(3) 優秀選手表彰候補者

- (ア) 本町に在住する者及び出身者、本町立校に在籍する児童、生徒で、県大会レベルでの成績が3位以上であった個人及び団体
- (イ) 三戸郡中学校体育大会において、1位で県大会に出場した個人及び団体
- (ウ) 年を異にする場合、重複して推薦できる。

(表彰の推薦方法)

第6条 加盟団体長等は、前条の各号に該当する者がいるときは、推薦書(別紙様式)を本会会長に提出する。

(審査会)

第7条 本会は、表彰候補者の審査を行なうため、南部町スポーツ協会表彰審査会(以下「審査会」という)を置く。

(審査会の組織)

第8条 審査会委員は、会長・副会長が行なう。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者の決定は、前条の審査結果を基に決定する。

(表彰の回数)

第10条 表彰は、年1回行なう。

(会計)

第11条 表彰に関する会計は、南部町スポーツ協会財産調書において管理運営する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は役員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月22日より施行する。

平成23年4月16日 一部改正 (被表彰者の決定)

平成26年4月12日 一部改正 (表彰推薦基準)

令和7年4月12日一部改正 (スポーツ協会に名称変更)